両替カードご利用規定

両替カードご利用規定

1（両替カードの貸与）
　当行は両替機専用カード(以下、「両替カード」といいます)のお申込み者に両替カードを発行し、貸与します。
2（両替カードの利用）
(1)ご利用時間は、銀行営業日の午前９時から午後３時までです。
(2)両替機の故障等により両替ができない場合は、発行店の窓口に両替カードをご呈示下さい。
　故障時に限り、窓口にて無料で両替を承ります。
(3)両替カードは、カード発行店の両替機のみ使用できます。
3（両替機の操作）
(1)両替機のカード挿入口に両替カードを挿入し、画面指示に従って操作して下さい。
(2)1 回あたりの両替は当行の定めた範囲内とします。
4（両替カードの譲渡・転貸等の禁止）
　両替カードは、他人に譲渡・転貸または質入することはできません。
5（利用期間）
(1)両替カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する 12 月末日（休業日の場合は前営業日）までとします。
翌年の当行所定日に利用手数料をお支払いいただき、引き続き両替カードを当該 12 月末日（休業日の場合は前営業日）までご使用できるものとします。以後も同様です。
6（利用手数料（新規、継続、解約））
(1)両替カードの利用につきましては、当行所定の利用手数料をご負担いただきます。
(2)両替カードの利用手数料は、当行所定の料金により 1 年分を前払いするものとし、毎年 1 月 18 日（休業日の場合は翌営業日）　に、指定口座から引き落とします。なお、当初のご利用期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から最初に到来する 12 月末日までの分を月割計算によりお支払いただきます。
(3)手数料は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更することがあります。　変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約
期間から適用します。
(4)契約期間中に解約があった場合は、解約月の翌月から最初に到来する 12 月末日までの手数料を月割計算により返戻します。
7（両替カードの喪失、破損、再発行等）
(1)両替カードを喪失または破損した時は、直ちにその旨を書面によりカード発行店に届け出て下さい。
(2)両替カードを再発行する場合、当行所定の再発行手数料を頂きます。
　①原因がカードの磁気不良等の不可抗力である場合は、無料で両替カードを再発行します。
　②両替カードの再発行には、2 週間程度かかりますのでご了承下さい。
(3)両替カードの再発行を希望しない場合は、直ちに解約の手続きをとって下さい。
8（解約）
(1)この契約は、ご利用者の都合により、いつでも解約することができます。
(2)次の各号のいずれかに該当する場合は、当行の都合により強制解約できるものとします。
　①ご利用者より手数料の入金がない場合
　②ご利用者が両替カードを譲渡・転貸または質入し、他人に使用させた場合
　③その他、相当の事由がある場合
(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
　①契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
　②ご利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
　　ア．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
　　イ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
　　ウ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、

不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

ア．暴力的な要求行為

イ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

オ．その他前ア．～エ．に準ずる行為

⑷解約時には、両替カードをご返却頂きます。

９（規定の変更）

（１）本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2027 年１月４日改定）

出Ｔ４０１４　2027.1